

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人カトリック児童福祉会  
燕沢ケアプランセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(仙台市指定第 0475200085 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 虐待の防止について
8. 身体拘束について
9. 苦情の受付について
10. サービス提供における事業者の義務について
11. 事故発生への対応について
12. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）
13. 身分証携行義務
14. 業務継続計画の策定等
15. 衛生管理等

## 1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 カトリック児童福祉会
- (2)法人所在地 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷 2 丁目 1 番地 13
- (3)電話番号 022-299-3731
- (4)代表者氏名 理事長 小野寺 洋一
- (5)設立年月 昭和 41 年 12 月 2 日
- (6)同一法人の運営する事業

当事業所では、次の事業所が併設・運営されております。

- |               |  |
|---------------|--|
| [介護老人福祉施設]    | 特別養護老人ホーム パルシア 定員 50 名<br>平成 12 年 4 月 1 日指定 仙台市 0475200150 号 |
| [短期入所生活介護]    | 特別養護老人ホーム パルシア 定員 20 名                                       |
| [介予]短期入所生活介護] | 平成 12 年 4 月 1 日指定 仙台市 0475200150 号                           |
| [通所介護]        | 燕沢デイサービスセンター 定員 28 名<br>平成 12 年 4 月 1 日指定 仙台市 0475200127 号   |
| [日常生活支援総合事業]  | 燕沢デイサービスセンター 定員 9 名<br>平成 30 年 4 月 1 日指定 仙台市 04A5200138 号    |
| [地域支援事業]      | 燕沢地域包括支援センター(仙台市委託事業)  |
| [介護予防支援事業]    | 平成 18 年 4 月 1 日指定 仙台市 0405200064 号                           |

## 2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2)事業の目的 要介護者への適切な介護支援サービスの提供
- (3)事業所の名称 居宅介護支援事業所 燕沢ケアプランセンター  
平成 12 年 4 月 1 日指定 仙台市 0475200085 号
- (4)事業所の所在地 宮城県仙台市宮城野区燕沢東 3 丁目 8 番 10 号
- (5)電話番号 022-253-3355
- (6)事業所長 氏名 三浦 広朋  
事業所管理者 氏名 山田 陽子
- (7)当事業所の運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が適切な介護サービスを利用することができるよう、要介護者等の心身の状況や生活環境に応じ、また要介護者及び家族の希望等を尊重しながら、利用する介護サービスの種類、内容及びその担当者を定めた総合的なサービス計画を作成し、自立した生活が送れるよう配慮する。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスに努める。
3. 地域社会の福祉向上に対する貢献に努め、さらに介護保険制度の普及発展に寄与する。

- (8)開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 仙台市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	祝祭日を除く月～金曜日 (ただし、8月15日～17日・12月29日～1月3日は休み)
受付時間	月～金曜日 9時00分～18時00分
サービス提供時間帯	月～金曜日 上記の時間帯
営業時間外の連絡先 (24時間対応)	特別養護老人ホーム パルシア (併設施設) 022-253-3301 特養ケアワーカーから担当者へ連絡

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤・非常勤等	職務の内容
1. 管理者 主任介護支援専門員	常勤専従1名	事業業務の管理及び 介護支援業務等
2. 介護支援専門員	常勤専従1名以上	介護支援業務等

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

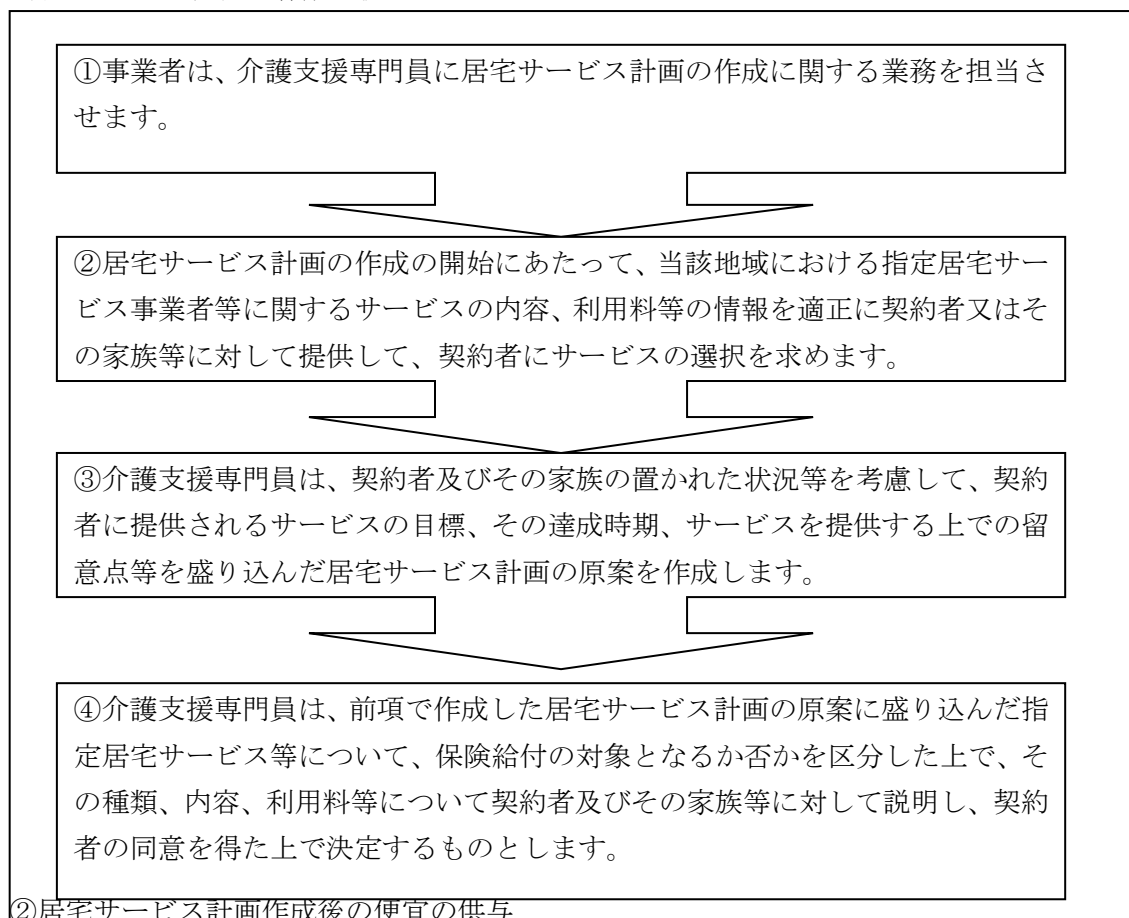
#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、アセスメントにより、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、課題分析したうえで、課題解決に向けた居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)を、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

計画作成時における事業所の選定について、ご契約者は複数の事業所の紹介を求められ、当該事業所をケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、対応いたします。

## 〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも月に1回はご自宅を訪問しモニタリングにより居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合、及び要介護状態に変化があった場合には、再度アセスメントを実施し、課題検討の上、サービス担当者会議を開催し、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

(1)居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。

- 利用料(居宅介護支援費月額) ※厚生労働省の報酬単価を 10.42 乗じた費用になります
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 要介護 1・要介護 2       | 11, 316 円 |
| 要介護 3・要介護 4・要介護 5 | 14, 702 円 |

※同一建物減算に該当する場合には上記費用の 95/100 になります。

※高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算に該当する場合には上記費用の 99/100 になります。

○ 各種加算

- |                  |  |   |
|------------------|--|---|
| ・初回加算            |  | 3, 126 円  |
| ・特定事業所加算         | (Ⅱ) 4, 386 円 (Ⅲ) 3, 365 円 (A) 1, 187 円 |   |
| ・入院時情報連携加算       | (Ⅰ) 2, 605 円                           |   |
| ・入院時情報連携加算       | (Ⅱ) 2, 084 円                           |   |
| ・退院・退所加算         | カンファレンス参加無しの場合                         | 連携 1 回 4, 689 円<br>連携 2 回 6, 252 円                    |
|                  | カンファレンス参加有りの場合                         | 連携 1 回 6, 252 円<br>連携 2 回 7, 815 円<br>連携 3 回 9, 378 円 |
| ・緊急時等居宅カンファレンス加算 |  | 2, 084 円  |
| ・通院時情報連携加算       |  | 521 円   |
| ・処遇改善加算          |  | 2.1%  |

○ 交通費 実施地域における居宅介護支援の提供及び自宅訪問に係る交通費は、いただきません。

(2)利用料金の変更 上記サービス利用料金について、介護保険制度改正により介護給付費の変更があった場合、事業者は、当該サービス利用料金を改正内容に従い変更することができるものとします。

※事業者が運営基準違反など行政処分を受けた場合には処分内容に従い変更する場合があります。

○但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護給付費に相当する金額の 100% 自己負担の自由契約となります。(料金は自由契約料金表参照)

(3)利用料金のお支払い方法

前記の料金をご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

○下記指定口座への振り込み

七十七銀行 鶴ヶ谷支店 普通預金 5387272

口座名 社会福祉法人カトリック児童福祉会

燕沢ケアプランセンター 会計責任者 三浦 広朋 (ミウラヒロトモ)

○現金による直接のお支払い

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (3) 病院等への入院時におけるお願い

病院または診療所に入院する必要がある場合、当該病院又は診療所に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えいただけるよう、協力願います。

### (4) 公正中立なケアマネジメントの確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の把握を年に8月、2月に行っています。

## 7. 虐待の防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

(2) 成年後見人制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知します。

(5) 虐待防止のための指針を整備します。

(6) サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通謀します。

## 8 身体拘束について

当事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

## 9. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 燕沢ケアプランセンター 所長 三浦 広朋

○苦情受付窓口(担当者)

燕沢ケアプランセンター 鈴木 美和

専用電話番号 022-253-3355

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市健康福祉局介護事業支援課 ケアマネジメント指導係	所在地 仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話番号 022-214-8626
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地 仙台市青葉区上杉 1-2-3 電話番号 022-222-7700
青葉区役所介護保険課介護保険係	所在地 仙台市青葉区上杉 1-5-1 電話番号 022-225-7211
宮城野区役所介護保険課介護保険係	所在地 仙台市宮城野区五輪 2-12-35 電話番号 022-291-2111
若林区役所介護保険課介護保険係	所在地 仙台市若林区保春院前丁 3-1 電話番号 022-282-1111
太白区役所介護保険課介護保険係	所在地 仙台市太白区長町南 3-1-15 電話番号 022-247-1111
泉区役所介護保険課介護保険係	所在地 仙台市泉区泉中央 2-1-1 電話番号 022-372-3111

## 10. サービス提供における事業者の義務について

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に退職後も漏洩しません。(守秘義務)

## 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は利用契約書16条をご参照下さい。)
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合(詳細は利用契約書17条をご参照下さい。)

## 13. 身分証携行の義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 14. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 15. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 仙台市宮城野区燕沢東3丁目8番10号  
居宅介護支援事業所 燕沢ケアプランセンター  
所長 三浦 広朋 ㊞  
説明者 職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、利用者に係る指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人 \_\_\_\_\_ ㊞

### 自由契約について

65歳以上のご利用者が、保険料を納付期限から原則1年間滞納している場合は市町村の給付方法が償還払いに変更となります。(該当となるご利用者の被保険者証には[支払方法変更(償還払い化)]と記載) この場合は該当する費用の全額を下記料金表に基づき、お支払いいただくこととなります。事業所は領収書・提供証明書を発行しますので、ご利用者は居住地の市町村に、これらを添付して支給申請を行い、保険給付対象額の払い戻しを受けてください。

### 自由契約料金表

居宅介護支援費 I (i)	単位数	金額
要介護1・2	1,086 単位	11,316 円
要介護3・4・5	1,411 単位	14,702 円

### その他

滞納されていた保険料を完納した時や、滞納額が著しく減少した場合には被保険者証の記載が削除されますので、費用のご負担はありません。

## 個人情報取り扱い及び情報提供に関する同意書

燕沢ケアプランセンターの利用にあたり、私並びに家族の個人情報については、次に定める条件で必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 1. 使用する目的及び内容

【法令に基づき事業者が行うべき義務として明記されているもの】

- ① サービス担当者会議等において、居宅サービス計画書作成のための個人情報収集又は提供
- ② 適切なサービスを提供するために、関連事業所との連絡調整に伴う個人情報収集又は提供
- ③ 介護保険施設の利用や通院並びに入退院が必要な場合に、居宅サービス計画及び居宅サービス実施等に関する個人情報の収集又は提供
- ④ 医療サービスを希望する場合の主治医からの意見書等の情報収集及び主治医へのサービス実施等に関する情報提供

なお、上記以外に情報収集又は提供が必要となった場合には、事前に本人並びに家族に説明し同意を得ること。

### 2. 使用に当たっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係するもの以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと

### 3. 関係書類の保管期間及び廃棄処理

- ① 個人情報を記した関係書類の保管及び廃棄処理に関しては細心の注意を払うこと
- ② 保管期間に関しては介護保険にて定められた期間を遵守し、仙台市介護保険条例により 5 年間保存し、保管期間終了後はシュレッダーもしくは重要機密書類として溶液による溶解処理にて破棄すること。

仙台市宮城野区燕沢東 3 丁目 8 番 10 号

指定居宅介護支援事業所

燕沢ケアプランセンター

所 長 三浦 広朋 殿